

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第76期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	帝国ピストンリング株式会社
【英訳名】	TEIKOKU PISTON RING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼社長 平出 功
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館
【電話番号】	(03)5293-2811(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小林 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館
【電話番号】	(03)5293-2811(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小林 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第3四半期連結 累計期間	第76期 第3四半期連結 会計期間	第75期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	42,860	13,326	58,127
経常利益(百万円)	3,542	299	7,137
四半期(当期)純利益(百万円)	2,297	85	3,884
純資産額(百万円)	-	26,841	27,328
総資産額(百万円)	-	71,692	71,302
1株当たり純資産額(円)	-	696.79	706.10
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	65.74	2.46	111.23
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	65.74	-	111.21
自己資本比率(%)	-	34.0	34.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,224	-	7,715
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,656	-	5,468
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,629	-	2,172
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	3,008	2,919
従業員数(人)	-	2,279	2,112

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第76期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	2,279	(163)
---------	-------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託、試用工、期間工）は、（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	861	(64)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託、試用工、期間工）は、（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
自動車関連製品事業(百万円)	8,285
その他製品事業(百万円)	3,416
合計(百万円)	11,702

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント間の取引はありません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高 (百万円)
自動車関連製品事業	9,255	4,147
その他製品事業	3,364	1,688
合計	12,619	5,836

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント間の取引はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
自動車関連製品事業(百万円)	9,513
その他製品事業(百万円)	3,813
合計(百万円)	13,326

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。
 2. 当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	3,835	28.78

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間を取り巻く環境は、米国の信用不安に端を発する実体経済急減速の影響が世界各国に波及して、期初からの原材料価格高騰によるコストアップ、急速な円高進行などの影響と相俟って、一段と厳しい情勢となってまいりました。

当社グループが主として関連する自動車業界も、米国、日本等先進国での自動車販売台数の大幅減少、過去顕著な伸びを示してきた新興諸国の販売減少など、大きな環境変化に直面しております。旺盛な資源開発需要等に支えられた建設機械業界も、不況による資源需要の減退により販売減少が鮮明になってまいりました。

このような環境の中で、当社グループは総力をあげて売上高の伸張、原価低減努力につとめてまいりましたが、環境変化に抗し切れず、当第3四半期連結会計期間の売上高は133億2千6百万円、営業利益は5億3千3百万円、経常利益は2億9千9百万円、四半期純利益は8千5百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

自動車関連製品事業

主力のピストンリング、シリンダライナは世界各国の自動車販売の減少の影響を受け、売上高は前年同期に比べ減少しました。

バルブシート等、焼結製品は前年同期に比べほぼ横這いであったものの、アルミホイールは欧、米を主とする2輪車の販売台数の減少によって大幅減少しました。

この結果、自動車関連製品事業全体では、売上高95億1千3百万円、営業利益3億2千5百万円となりました。

その他製品事業

遠赤外線機器等の機器商品は景気後退による需要減少、旺盛であった資源開発需要に支えられた建設機器向けピストンリングは減少しましたが、海外向け生産機械設備の売上げ増により、全体の売上高は前年同期に比べ増加しました。

この結果、その他製品事業全体では、売上高38億1千3百万円、営業利益2億7百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

自動車販売不振の影響を受け、売上高は114億5千7百万円となりました。営業利益は減価償却費増等のコストアップ要因を吸収しきれず3億9千4百万円となりました。

北米

売上高10億8千3百万円と自動車販売不振の影響を最も強く受けました。この結果6千5百万円の営業損失となりました。

アジア

売上高は17億2百万円と順調に伸張し、営業利益は8千8百万円となりました。

その他の地域

当期新規連結の拠点もあり、売上高は7億4千4百万円と伸張し、営業利益は3千3百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、30億8百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、5億2千1百万円となりました。これは主に減価償却費が11億2千7百万円となった一方で、仕入債務が減少したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、15億3千6百万円となりました。これは主に設備の増強、更新など有形固定資産の取得等による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、22億8百万円となりました。これは主に借入金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）については以下のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主の在り方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものもあります。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

不適切な支配防止のための対応策（本プラン）

本プラン導入の目的

本プランは、上記 に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

）必要情報の提供

当社は、上記 ）の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様との判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

）取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。

大規模買付行為が為された場合の対応

）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

）独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置しました。

上記)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、並びに上記)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、平成19年2月8日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発行し、平成19年6月28日に開催された第74回定時株主総会において一部修正の上、平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結時までの有効期限で承認いただいております。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

株主意を重視するものであること

本プランは、当社取締役会決議にて決定いたしました。平成19年6月28日開催の第74回定時株主総会にて本プランの継続について株主の皆様のご承認を頂いたことで、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に合うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記「大規模買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、487百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,000,000
計	135,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,553,099	35,553,099	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	35,553,099	35,553,099	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月17日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 968 (注)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 968 資本組入額 484
新株予約権の行使の条件	イ 取締役として任期満了による地位喪失後1年6ヶ月は行使可能とします。 ロ その他の条件については、平成16年9月17日の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結した「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利付与日以後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行(新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、1株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以後、当社が株式の分割または併合を行うときは、1株当たりの行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

平成17年9月22日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	460
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,346 (注)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,346 資本組入額 673
新株予約権の行使の条件	イ 取締役及び執行役員として任期満了による地位喪失後1年6ヶ月は行使可能とします。 ロ その他の条件については、平成17年9月22日の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結した「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利付与日以後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行(新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、1株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以後、当社が株式の分割または併合を行うときは、1株当たりの行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年9月4日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	640
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,281 (注)
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,516 資本組入額 758
新株予約権の行使の条件	イ 取締役及び執行役員として任期満了による地位喪失後1年6ヶ月は行使可能とします。 ロ その他の条件については、平成18年9月4日の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結した「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利付与日以後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行(新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、1株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以後、当社が株式の分割または併合を行うときは、1株当たりの行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

平成19年9月13日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,002 (注)
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,297 資本組入額 649
新株予約権の行使の条件	イ 取締役及び執行役員として任期満了による地位喪失後1年6ヶ月は行使可能とします。 ロ その他の条件については、平成19年9月13日の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結した「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利付与日以後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行(新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、1株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以後、当社が株式の分割または併合を行うときは、1株当たりの行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

平成20年 8月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 738 (注)
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 866 資本組入額 433
新株予約権の行使の条件	イ 取締役及び執行役員として任期満了による地位喪失後1年6ヶ月は行使可能とします。 ロ その他の条件については、平成20年8月28日の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結した「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利付与日以後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行(新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、1株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以後、当社が株式の分割または併合を行うときは、1株当たりの行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年10月1日～平成20年12月31日	-	35,553,099	-	4,362	-	3,464

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 612,700	-	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 34,908,000	349,030	同上
単元未満株式	普通株式 32,399	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	35,553,099	-	-
総株主の議決権	-	349,030	-

- (注) 1. 単元未満株式数には当社所有の自己株式2株が含まれております。
 2. 上記「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれておりますが、当該株式に係る議決権50個については「議決権の数」から除いております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
帝国ピストンリング(株)	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラスタワーN館	612,700	-	612,700	1.72
計	-	612,700	-	612,700	1.72

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は613,301株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	840	1,043	1,063	972	790	699	553	503	460
最低（円）	711	791	925	777	655	496	350	316	335

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）より、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,038	2,976
受取手形及び売掛金	12,742	12,878
商品及び製品	3,860	3,296
仕掛品	2,836	3,067
原材料及び貯蔵品	1,699	1,120
その他	1,921	2,249
貸倒引当金	34	56
流動資産合計	26,064	25,532
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,546	8,839
機械装置及び運搬具(純額)	14,391	13,829
その他(純額)	5,825	6,209
有形固定資産合計	1 28,763	1 28,878
無形固定資産		
その他	778	391
無形固定資産合計	778	391
投資その他の資産		
投資有価証券	6,567	7,566
出資金	6,899	6,757
その他	2,635	2,231
貸倒引当金	16	53
投資その他の資産合計	16,085	16,501
固定資産合計	45,627	45,770
資産合計	71,692	71,302

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,167	6,970
短期借入金	24,602	19,706
未払法人税等	83	995
賞与引当金	704	1,369
環境対策引当金	56	78
その他	3,212	2,933
流動負債合計	34,827	32,054
固定負債		
長期借入金	5,923	7,491
退職給付引当金	3,095	3,328
役員退職慰労引当金	252	267
環境対策引当金	170	179
負ののれん	5	8
その他	575	643
固定負債合計	10,023	11,919
負債合計	44,850	43,974
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,362	4,361
資本剰余金	3,544	3,544
利益剰余金	17,187	15,548
自己株式	913	912
株主資本合計	24,180	22,542
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	206	1,001
繰延ヘッジ損益	10	-
為替換算調整勘定	51	1,127
評価・換算差額等合計	165	2,128
新株予約権	34	21
少数株主持分	2,461	2,635
純資産合計	26,841	27,328
負債純資産合計	71,692	71,302

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	42,860
売上原価	33,241
売上総利益	9,618
販売費及び一般管理費	¹ 6,616
営業利益	3,001
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	93
負ののれん償却額	3
持分法による投資利益	983
その他	275
営業外収益合計	1,366
営業外費用	
支払利息	381
為替差損	164
製品補償費	204
その他	75
営業外費用合計	825
経常利益	3,542
特別利益	
機械装置簿価修正益	² 94
その他	52
特別利益合計	147
特別損失	
投資有価証券評価損	374
その他	52
特別損失合計	427
税金等調整前四半期純利益	3,262
法人税、住民税及び事業税	531
法人税等調整額	195
法人税等合計	727
少数株主利益	237
四半期純利益	2,297

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	13,326
売上原価	10,610
売上総利益	2,716
販売費及び一般管理費	2,183
営業利益	533
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	23
負ののれん償却額	0
持分法による投資利益	279
その他	51
営業外収益合計	359
営業外費用	
支払利息	141
為替差損	238
製品補償費	198
その他	13
営業外費用合計	592
経常利益	299
特別利益	
固定資産売却益	17
貸倒引当金戻入額	29
特別利益合計	46
特別損失	
投資有価証券評価損	342
その他	8
特別損失合計	351
税金等調整前四半期純損失()	5
法人税、住民税及び事業税	392
法人税等調整額	272
法人税等合計	119
少数株主利益	27
四半期純利益	85

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,262
減価償却費	3,069
のれん償却額	0
負ののれん償却額	3
持分法による投資損益(は益)	983
貸倒引当金の増減額(は減少)	59
退職給付引当金の増減額(は減少)	231
賞与引当金の増減額(は減少)	664
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14
環境対策引当金の増減額(は減少)	31
受取利息及び受取配当金	103
支払利息	381
為替差損益(は益)	36
機械装置簿価修正益	94
投資有価証券評価損益(は益)	374
売上債権の増減額(は増加)	38
たな卸資産の増減額(は増加)	1,024
仕入債務の増減額(は減少)	677
その他	430
小計	3,703
利息及び配当金の受取額	770
利息の支払額	350
法人税等の支払額	1,898
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	3,775
有形及び無形固定資産の売却による収入	23
投資有価証券の取得による支出	992
投資有価証券の売却による収入	1
貸付けによる支出	162
貸付金の回収による収入	205
その他	43
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,656

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	5,998
長期借入れによる収入	530
長期借入金の返済による支出	3,008
株式の発行による収入	0
自己株式の取得による支出	1
配当金の支払額	681
少数株主への配当金の支払額	208
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,629
現金及び現金同等物に係る換算差額	129
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	68
現金及び現金同等物の期首残高	2,919
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	21
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,008

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
（自平成20年4月1日
至平成20年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、TPRアシアンセールス（タイランド）社及びTPRセールス インドネシア社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

17社

2. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産につきましては、従来、原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより、従来の方法によった場合と比較して当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ526百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間から早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前（平成20年3月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。

これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は軽微であるため記載しておりません。

(4) 有形固定資産の減価償却方法の変更

国内連結子会社1社は、従来、有形固定資産の減価償却計算方法として総合償却法を採用していましたが、法人税法改正を機に、固定資産管理システムを導入したことに伴い、より正確に減価償却費を計算し、期間配分の適正化を図るため、第1四半期連結会計期間から個別償却法に変更しております。

これにより、従来の方によった場合と比較して当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は17百万円少なく、税金等調整前四半期純利益は77百万円多く計上されています。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出につきましては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価の切下げにつきましては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定につきましては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性につきましては、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに、前連結会計年度末からの重要な一時差異の変動を加味したものを使用方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
特有の会計処理は適用しておりません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
有形固定資産の耐用年数の変更	当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法定耐用年数に変更しております。 これにより、従来の方法によった場合と比較して当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ170百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は、38,893百万円です。		1 有形固定資産の減価償却累計額は、37,037百万円です。	
2 偶発債務 連結会社以外の下記関係会社等の金融機関からの借入に対して保証の予約を行っております。		2 偶発債務 連結会社以外の下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証の予約を行っております。	
フェデラル・モーグルTPR(インディア)社	85百万円	フェデラル・モーグルTPR(インディア)社	113百万円
Y & Tパワーテック社	154	Y & Tパワーテック社	685
安慶雅徳帝伯活塞有限公司	47	安慶雅徳帝伯活塞有限公司	52
大連伯新特鋼製品有限公司	319	TPRアジアセールス(タ일랜드)社	11
合計	607	大連伯新特鋼製品有限公司	485
		合計	1,349

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
貸倒引当金繰入額	7百万円
賞与引当金繰入額	104
役員退職慰労引当金繰入額	52
研究開発費	1,439
2 機械装置の減価償却方法を総合償却法から個別償却法へ変更したことによるものであります。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
貸倒引当金繰入額	6百万円
賞与引当金繰入額	104
役員退職慰労引当金繰入額	17
研究開発費	487

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	3,038
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	29
現金及び現金同等物	3,008

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 35,553千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 613千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 34百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	366	10.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	314	9.0	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	自動車関連製品事業 (百万円)	その他製品事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	9,513	3,813	13,326	-	13,326
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	(-)	-
計	9,513	3,813	13,326	(-)	13,326
営業利益	325	207	533	(-)	533

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	自動車関連製品事業 (百万円)	その他製品事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	31,811	11,048	42,860	-	42,860
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	(-)	-
計	31,811	11,048	42,860	(-)	42,860
営業利益	2,291	709	3,001	(-)	3,001

(注) 1. 事業区分は、販売市場別区分によっております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 自動車関連製品事業 自動車関連部品(ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品等)
- (2) その他製品事業 陸船用内燃機関部品(ピストンリング等)・自動温度調節弁・遠赤外線機器・電板用銅合金・治工具等・土木建築の設計、施工、管理

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「自動車関連製品事業」で378百万円、「その他製品事業」で148百万円それぞれ減少しております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より国内連結子会社1社が有形固定資産の減価償却計算方法を総合償却法から個別償却法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「自動車関連製品事業」で17百万円減少しております。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について見直しを行っております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「自動車関連製品事業」で134百万円、「その他製品事業」で35百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	10,453	1,054	1,272	546	13,326	-	13,326
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,003	29	429	198	1,660	(1,660)	-
計	11,457	1,083	1,702	744	14,987	(1,660)	13,326
営業利益又は営業損失()	394	65	88	33	450	82	533

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	33,142	4,002	4,091	1,623	42,860	-	42,860
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,303	55	980	767	5,107	(5,107)	-
計	36,446	4,058	5,071	2,391	47,967	(5,107)	42,860
営業利益	2,151	106	330	207	2,796	205	3,001

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....米国

アジア.....中国、ベトナム、タイ、インドネシア

その他の地域.....ドイツ、トルコ

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「日本」で526百万円減少しております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より国内連結子会社1社が有形固定資産の減価償却計算方法を総合償却法から個別償却法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「日本」で17百万円減少しております。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について見直しを行っております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「日本」で170百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	アジア	北米	その他	計
海外売上高（百万円）	2,967	1,240	1,396	5,604
連結売上高（百万円）				13,326
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	22.3	9.3	10.5	42.1

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	アジア	北米	その他	計
海外売上高（百万円）	8,657	4,686	4,004	17,347
連結売上高（百万円）				42,860
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	20.2	10.9	9.4	40.5

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア……中国、インドネシア、タイ

(2) 北米……米国

(3) その他……アラブ首長国連邦、ドイツ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

当社グループの所有する有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

デリバティブ取引については、全てヘッジ会計が適用されているため、開示の対象から除いております。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

当第3四半期連結会計期間において、ストック・オプション等の付与は行っておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 696円79銭	1株当たり純資産額 706円10銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 65円74銭	1株当たり四半期純利益金額 2円46銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 65円74銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,297	85
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,297	85
期中平均株式数(千株)	34,940	34,940
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	0	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

平成20年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....314百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....9円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月1日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 21 年 2 月 12 日

帝国ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口和弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎一彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている帝国ピストンリング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、帝国ピストンリング株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.（1）に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。